

平成 2 7 年度

国の施策及び予算に関する提案・要望

平成 2 6 年 1 1 月

関 東 地 方 知 事 会

平成26年10月22日に開催した関東地方知事会議において、別紙のとおり決議しました。

つきましては、決議事項の趣旨を御理解の上、その実現について御尽力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

平成26年11月

関東地方知事会

会 長	東 京 都 知 事	舛 添 要 一
	茨 城 県 知 事	橋 本 昌
	栃 木 県 知 事	福 田 富 一
	群 馬 県 知 事	大 澤 正 明
	埼 玉 県 知 事	上 田 清 司
	千 葉 県 知 事	森 田 健 作
	神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐 治
	山 梨 県 知 事	横 内 正 明
	静 岡 県 知 事	川 勝 平 太
	長 野 県 知 事	阿 部 守 一

目 次

1	地方分権改革の推進に関する重点提案	1
2	地方分権改革の推進について	4
3	首都圏の高速道路網の有効活用と老朽化対策等について	14
4	日本の成長を支える国際政策の取組について	16
5	子ども・子育て支援新制度について	19
6	介護人材の確保対策を始めとする介護保険制度の改善について	21
7	危険ドラッグ撲滅へ向けた対応について	24
8	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機 とした社会づくりについて	26
9	ガソリンベーパー対策の推進について	30
10	農業用ハウスの再建支援について	32
11	地震対策の推進について	33
12	地方創生の推進について	39
13	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し等について	42

1 地方分権改革の推進に関する重点提案

○ 「提案募集方式」による改革の推進

国は、これまで地方が強く求めてきた地方分権改革を確実に進めるとともに、「提案募集方式」を導入した後も、国自らが権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等の検討を進め、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

地方分権を着実に推進するという趣旨で、「提案募集方式」が今年度新たに導入され、国からの募集に対して地方は積極的に953件の提案をしたが、地方分権改革有識者会議による中間取りまとめにおいても、各府省は地方から提案した分権をほとんど認めていない。

今後、対応方針を最終決定するに当たっては、内閣府が所管府省としっかりと調整を行い、地方分権改革有識者会議及び専門部会の有効活用や、「手挙げ方式」等により柔軟に対応するなど、個々の提案を最大限実現すること。

○ 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とする改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠である。現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が偏在是正措置という名目で地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、平成26年度

税制改正において、規模が縮小され、法人事業税に復元されたとはいえ、一部にとどまっている。平成 26 年度与党税制改正大綱においては、消費税率 10% 段階において廃止するとされているところではあるが、そもそも税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであるため、このような不合理な暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

○ 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

また、法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行することから、今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。

○ 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

「経済財政運営と改革の基本方針 2014」において来年度より開始することとされた法人実効税率の引下げに当たっては、国の責任において税率を引き下げるとともに、課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう地方税財源を確保すること。

その際、法人事業税の外形標準課税については、応益課税としての税の性格の明確化と税収の安定化に資するとともに、成果を

上げた企業を後押しする税制であることから、拡充を検討すること。なお、中小法人への外形標準課税の拡大については、その負担に配慮し慎重に検討すること。

また、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税について、自主的な取りやめを求めるような意見も出てきているが、制度の運用に関しては地方自治体の判断を尊重すること。

2 地方分権改革の推進について

地方分権改革は、地方自らの判断と責任による自主的・自立的行政運営を促進し、個性豊かで活力のある地域社会を実現するために不可欠であり、その着実な推進を図ることが必要である。

政府は、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の協議の場に関する法律や四次にわたる一括法を成立させるなど地方分権改革を進めている。

しかしながら、これまでの政府の取組は、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されたことや、国から地方への事務・権限の移譲については、これまで地方が強く移譲を求めてきたものが含まれていないことなど、十分とは言えない状況にある。

政府においては、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるという地方分権改革の原点に立ち、「地方分権改革の総括と展望」において改革の使命とされている「個性を活かし自立した地方をつくる」を実現するために、国から地方への事務・権限の移譲や税源移譲の実現等の更なる改革の具体化に向け、強いリーダーシップのもと、迅速かつ全力を挙げて取り組むべきである。

内閣府の「月例経済報告」では、景気は、このところ弱さがみられるが、緩やかな回復基調が続いているとされている。しかし、住民生活を守り、地方経済を支える地方財政は、地方消費税率の引上げ等は行われたものの、三位一体の改革による地方交付税の削減や社会保障関係費等の増加により依然として厳しい状況にある。このため、持続可能で安定的な財政運営ができる地方税財政制度を早急に構築することが不可欠である。

したがって、政府は今後の地方分権改革を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

I 真の地方分権型社会の実現

1 事務・権限の移譲

国の役割は外交・安全保障などに特化し、地方でできることは地方に移譲するという観点から、第四次一括法等によって移譲される国から地方公共団体への事務・権限にとどまらず、地方の意見を十分に踏まえ、これまで地方が強く求めてきた農地転用、中小企業支援に係る事務・権限などの移譲についても、積極的に取り組むこと。

また、ハローワークの移管に向けて、東西1箇所ずつ（埼玉県・佐賀県）のハローワーク特区の効果等について直ちに検証を行うこと。

さらに、ハローワークの求人情報については、9月1日より希望する地方自治体へオンラインにて、提供することが可能となったが、引き続き、地方自治体の職員が、求職者情報や相談記録等を含むハローワーク職員用端末を使用できるようにするなど国と同内容の情報を利用できるように環境を整備すること。

事務・権限の移譲に当たっては、税財源を一体的に移譲し、新たに担う役割に見合う財源を、全ての地方自治体が確保できるようにすること。なお、税財源の移譲が実現するまでの間は、移譲される事務・権限に係る事業の実施に要する財源総額を、法律に基づく交付金により確実に措置すること。

また、人員の移管を伴う場合には、地方が必要とする人材の確保が可能となるよう、主体的に選考できる仕組みなどについて、地方と十分に協議を行うこと。

2 義務付け・枠付け等の見直し

地方自治体の自由度を拡大し、地方の創意工夫を活かした住民本位の施策を推進できるようにするため、「従うべき基準」は真に必要なものに限定すること。

福祉施設に配置する職員の数、居室の面積などの既に設定され

た「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すとともに、今後の見直しに当たっても、地方の裁量を許さない新たな「従うべき基準」の設定は原則行わないこと。

特に、保育所の居室面積の基準については、待機児童の多い地域に対する特例措置が平成26年度末までとなっていることから、喫緊の課題として参酌すべき基準とすること。

なお、設置基準等が条例に委任される施設等については、地方が独自に基準を策定しても国庫補助負担金や介護報酬の設定などを通じて、実質的に地方の自由度を損なわないよう、補助要綱等の見直しの考えを示すとともに、適切な財源措置についても留意すること。

また、今後の新たな義務付け・枠付けを必要最小限にするため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された、各府省における法案の立案段階での「チェックのための仕組み」を確立すること。

さらに、国が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

3 「提案募集方式」による改革の推進

国は、これまで地方が強く求めてきた地方分権改革を確実に進めるとともに、「提案募集方式」を導入した後も、国自らが権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等の検討を進め、更なる地方分権改革に主体的に取り組むこと。

地方分権を着実に推進するという趣旨で、「提案募集方式」が今年度新たに導入され、国からの募集に対して地方は積極的に953件の提案をしたが、地方分権改革有識者会議による中間取りまとめにおいても、各府省は地方から提案した分権をほとんど認めていない。

今後、対応方針を最終決定するに当たっては、内閣府が所管府省としっかりと調整を行い、地方分権改革有識者会議及び専門部会の有効活用や、「手挙げ方式」等により柔軟に対応するなど、個々の提案を最大限実現すること。

4 「国と地方の協議の場」の実効性確保

国と地方の協議に当たっては、真に国と地方が対等・協力の関係のもと、協議の対象を幅広く捉え、国は自ら、政策の企画・立案段階から積極的に地方と協議し、地方の意見を十分に反映させること。

また、協議に際しては、事前の検討期間を十分設けるほか、分科会も積極的に活用するなど、実効性のあるものとし、形式的な運用は断じて行わないこと。

5 地方自治法の抜本改正

現行の地方自治法をはじめとする地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまで規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法の抜本改正などを行うこと。

II 真の地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

1 分権型社会にふさわしい税財源の充実強化

地方が真に自立した安定的な財政運営を可能とする改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠である。現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、仕事に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担うべき事務と権限に見合った地方税財源の充実強化を図るため、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税

体系の構築を図りつつ、国からの税源移譲を速やかに進めること。

この場合において、税財源の調整が優先され、税源移譲の推進が偏在是正措置という名目で地方間の水平調整に置き換えられることがないようにすること。

また、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、平成26年度税制改正において、規模が縮小され、法人事業税に復元されたとはいえ、一部にとどまっている。平成26年度与党税制改正大綱においては、消費税率10%段階において廃止するとされているところではあるが、そもそも税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであるため、このような不合理な暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

なお、地方税財源の充実が図られるまでの間にあっても、全ての地方自治体の財政運営に支障が生じないように、地方一般財源総額を安定的に確保すること。

2 社会保障関係費に係る安定財源の確保等

年金、医療、介護、子ども・子育ての社会保障4分野の充実及び安定化の財源として、平成26年4月に消費税率の3%引上げが行われ、地方分として新たに0.92%が配分されることとなった。

少子高齢化の更なる進行に伴い、社会保障関係費は今後も増大することが見込まれている。そうした中であっても、地方が社会保障分野において担っている役割や地方単独事業の重要性を十分に踏まえ、社会保障サービスを安定的に提供していかなければならない。このため、円安対策など、税制抜本改革法の規定に基づき、早急に地域経済状況の好転を図り、消費税及び地方消費税率の10%への引上げを行い、必要な財源を確保し、地方への安定した財源配分を確実に行うこと。

また、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推

進に関する法律」に基づく改革を推進するに当たっては、今後の大幅な人口減少と少子高齢化を見据え、国民の負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現できるよう、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度の運営の効率化に向けた検討を更に進めるとともに、「国と地方の協議の場」などにおいて地方と真摯な議論を行うなど、制度設計に当たっては、企画立案段階から地方の意見を十分に反映させること。

特に、国民健康保険制度の見直しは、国保の財政上の構造的な問題を抜本的に解決することが前提条件であり、そのための財政基盤強化の具体策を追加国費の規模も含めて一刻も早く提示するとともに、新たな地方負担を前提とせず、あくまで国の責任において、財源を確保すること。

3 自動車関連諸税等の見直しへの対応

平成26年度与党税制改正大綱において、自動車取得税については、消費税率8%への引上げ時に税率引下げ等がなされ、消費税率10%への引上げ時（平成27年10月予定）には廃止し、そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講じることとされた。しかし、廃止の前提とされていた地方財政への影響に対する適切な補填措置は、平成27年度税制改正に結論が先送りされた。

今後の検討に当たっては、自動車取得税がこれまで地方の社会基盤整備などの貴重な安定財源となってきた経緯等を踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう、自動車取得税の廃止と同時に、国の責任において地方税による安定的な代替財源を確保すること。

また、同大綱で森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行うとされていることを踏まえ、国税の「地球温暖化対策のための税」について、

使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化するなど、地方の役割等に応じた税財源を確保する仕組みを創設すること。

さらに、原油価格の異常な高騰が続いた場合の軽油引取税などの課税停止については、一定の期間、適用を停止することとされているが、今後、当該措置が適用される場合には、国の責任において全ての地方自治体に対し、確実に減収分の補填措置を行うこと。

4 地方法人課税の堅持

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

また、法人住民税の国税化は、自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行することから、今後の在り方について引き続き議論し、地方分権改革に資する地方法人課税とすること。

5 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保等

「経済財政運営と改革の基本方針2014」において来年度より開始することとされた法人実効税率の引下げに当たっては、国の責任において税率を引き下げるとともに、課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう地方税財源を確保すること。

その際、法人事業税の外形標準課税については、応益課税としての税の性格の明確化と税収の安定化に資するとともに、成果を上げた企業を後押しする税制であることから、拡充を検討すること。なお、中小法人への外形標準課税の拡大については、その負

担に配慮し慎重に検討すること。

また、法人実効税率の引下げに関連し、地方自治体が自らの課税自主権に基づき実施している超過課税について、自主的な取りやめを求めるような意見も出てきているが、制度の運用に関しては地方自治体の判断を尊重すること。

6 課税自主権の拡大

地方自治体の最も基幹的な自主財源である地方税に係る課税自主権の発揮については、制度的には法定外税や超過課税等が認められているものの、実際の適用には高いハードルがある。

神奈川県臨時特例企業税条例を違法、無効とした平成25年3月の最高裁判決は、そのことを明確に示したものである。

この判決の補足意見では、地方自治体が法定外税を創設することの困難性が示され、「国政レベルにおける立法推進に努めるほかかない」と指摘されたところである。

こうした指摘も踏まえ、真の地方分権型社会の実現に向けて、地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するため、関係法令の抜本的見直しの検討を進めること。

7 地方交付税の復元・充実及び臨時財政対策債の廃止

地方交付税については、地方固有の財源であることを明確にし、国による義務付けや政策誘導は排除すること。

また、地方が責任を持って地域経済の活性化等の施策を実施するには、基盤となる財源の確保が必要であることに加え、今後社会保障関係費の大幅な増加が見込まれることから、地方財政計画に地方の行政需要を的確に積み上げ、地方交付税本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、地方交付税総額を充実すること。地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しによって対応することと

し、臨時財政対策債は廃止すること。

臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

なお、廃止までの間、臨時財政対策債発行可能額の算定においては、過度な傾斜配分にならないようにすること。

8 国庫補助負担金改革

国庫補助負担金改革は、地方の自由裁量を拡大し、国からの依存財源ではなく、最終的には自主財源である地方税として税源移譲することが目的であることから、国と地方の役割を見直した上で、国の関与をなくすべき事務に係るものについては、原則として廃止し、権限の移譲と併せて、地方税財源の拡充に向けた本質的な議論を行うこと。

なお、各府省の交付金等についても、税源移譲されるまでの間は、地方の自由度拡大や事務手続の簡素化などによる一層の運用改善等を図るとともに、地域経済に悪影響を与えることのないよう、事業の着実な実施のために必要な予算を継続的に確保すること。

また、国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

については、「空飛ぶ補助金」のうち中小企業支援やまちづくり、里山整備など地域振興に資するものは、都道府県へ権限・財源を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

9 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金制度は、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方自治体に対して個別に財政負担を課すものであることから、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲とあわせ、制度の廃止など抜本的な改革を速やかにかつ確実に進めること。

また、その際には、社会資本整備の着実な実施に配慮した新たな仕組みづくりに向けて、「国と地方の協議の場」等を通じて、地方と十分に協議をすること。

3 首都圏の高速道路網の有効活用と老朽化対策等について

首都圏の高速道路は、整備の遅れていた環状道路の開通時期が示され、2020年までには、三環状道路の約9割が開通する。

2016年度には、シームレスな料金体系が導入される予定であり、環状道路の整備に合わせて導入する政策的料金により、都心部の渋滞緩和などを期待しているところである。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて都心交通量の削減は喫緊の課題であり、新たな料金体系の導入により、都心部の渋滞解消や定時性向上等に大きな効果が期待されるが、未だ具体的な料金施策についての案が示されていない。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、観光客増加などの要因により、更に高速道路の利用が見込まれることから、高速道路網を有効活用していくとともに、現在、中央自動車道等で発生している交通渋滞についても、早期に対策を実施していく必要がある。

さらに、高速道路構造物は老朽化が進行しており、先般、老朽化対策の財源を確保するため、高速道路会社の料金徴収期間を延長する法律が施行された。首都高速道路については、特定更新等工事の着手に向けて手続きを進めているが、東日本及び中日本高速道路株式会社が管理する高速道路については、具体的な計画が示されていない。そのため、高速道路事業を所管する国が、特定更新等工事の計画を示していない高速道路会社に、早期に計画の提出と関係自治体への説明を指示すべきである。

については、次の事項について要望する。

- 1 首都圏におけるシームレスな料金体系の導入にあたっては、移動の効率性を高め、都心に用のない通過交通を適切に外側の環状道路に誘導するとともに、首都圏三環状道路など首都圏の高速道

路ネットワークの整備効果を最大限発揮させ、且つ、利用者にとって使いやすい新たな料金体系案を早急に検討し示すこと。

2 首都圏の高速道路の渋滞対策については、既存の高速道路施設を有効活用するとともに、ITS技術等を積極的に導入すること。

とりわけ、中央道の調布付近の渋滞対策については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに完了させること。

また、中央道の小仏トンネル付近や東名高速の大和トンネル付近、京葉道路等の主要渋滞箇所についても、早期に渋滞対策を実施すること。

3 防災、安全の観点から、首都圏の高速道路の老朽化については、計画の示されていない特定更新等工事を早期に具体化し取り組むこと。

4 日本の成長を支える国際政策の取組について

近年、アジア諸国・新興国が目覚ましい経済成長を遂げている一方、我が国では人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、国内需要の低迷などの問題に直面しており、今後、国際社会において我が国の存在感をいかにして維持していくかが大きな課題である。

そのためには、我が国の経済の中核である関東圏が、世界の成長や活力を取り込み、地域の発展につなげ、我が国の成長の牽引役となっていくことが求められる。

このため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 関東圏に集積する企業の本社機能や世界最先端の科学技術等を活かし、海外から企業の地域統括拠点や研究開発型企業等の進出を促進するため、これらの企業に対する優遇税制や財政支援策を拡充するとともに、空港・港湾等の機能強化及び交通アクセスの利便性の向上、外国人の居住環境の整備などをより一層推進すること。
- 2 海外における農林水産物・食品等の販売促進活動や輸出環境の整備等に国をあげて取り組み、例えば、輸送コストの縮減を図るための仕組みや先進的輸送技術の開発などを一層推進すること。
また、地方自治体の取組に対し、財政面をはじめとする支援措置を講じること。
- 3 福島第一原子力発電所事故により、諸外国からも懸念の声があることから、放射線量等に関する正確な情報を発信するとともに、日本産の農林水産物や食品等の輸入規制を行っている諸外国に対し、政府間交渉により輸入再開や輸入規制の緩和の早期実現を図

ること。

4 ムスリム人口の多い東南アジアへの輸出促進及びムスリム訪日客の受け入れの観点から、食品を中心としてハラール認証取得への需要・関心が高まっている。ハラール認証は国ごとに基準も異なるため、日本国内で認証を取得しても、必ずしも輸出先国の基準を満たさず、また、ムスリム訪日客を困惑させることになるおそれがあるほか、ハラール認証取得ビジネスを巡って混乱も生じていることから、国として、ハラール認証取得を含むムスリム市場への対応に関する適切な対策を講じ、事業者が安心して、積極的に事業に取り組める環境を整えること。

5 外国人観光客の訪日を促進するため、訪日観光査証免除国の拡大や査証発行条件の緩和等を早急に実現すること。

あわせて、地方を周遊する広域的な観光ルートのプロモーション支援を強化し、外国人観光客の地方への誘客を促進すること。

さらに、公共交通機関・観光案内板等の多言語表記の充実、無料公衆無線LAN環境など外国人観光客受入環境の整備のための支援策を講じること。

6 労働力の減少が続く中、外国から優秀な人材を地域に呼び込み定着させるため、留学生の受け入れ拡大や就業支援制度の充実を図ること。

また、農業や介護の分野等での外国人材の活用を進めるため、地域の実情や業務特性及びその質の確保、処遇・業務環境等の課題を踏まえ、受け入れから育成、継続的な就業まで一貫した制度の確立も視野に入れるなど、幅広い検討を行うこと。

7 今後とも増大する首都圏の航空需要に対応するため、成田・羽

田に茨城を加えた首都圏の空港や富士山静岡空港などの首都圏周辺に位置する空港において、ローコストキャリア（LCC）の活用も含め、国際路線の新設・拡充、国際チャーター便やビジネスジェットの利用促進など国際航空ネットワークの拡充を図ること。

また、首都圏空港のさらなる容量拡大に当たっては、成田・羽田両空港の機能強化に加え、共用空港である茨城空港の弾力的運用や富士山静岡空港の活用に努めるとともに、空港へのアクセス手段の改善を図ること。

さらに、横田基地の軍民共用化及び横田空域の返還を早期に実現すること。

5 子ども・子育て支援新制度について

平成27年4月に予定されている子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、平成26年5月末に公定価格の仮単価が公表され、7月には、都道府県及び市区町村を通じて、全国の私立幼稚園に対する「意向調査」が実施された。

国においては、子ども・子育て支援新制度において、認定こども園への移行を進めるものとしていたところ、意向調査の結果を見ると、私立幼稚園の大半が認定こども園に移行しないことが明らかになった。

さらに、大きな問題として、新制度への移行が原則とされている認定こども園においても、全国認定こども園協会の調査によれば3割程度が認定を返上するとされている。

こうした意向の背景には、公定価格が現行の収入に満たない園があり、とりわけ大規模園ではその傾向が顕著であること、また、新制度における補助事業等の詳細の公表が全体的に遅れており、情報不足による新制度移行への不安感があることが原因と考えられる。

このことから、認定こども園において、新制度施行後も、幼児教育の水準を確保しつつ、保護者（利用者）の負担を増加させることなく、小学校就学前の子どもに対する子育て支援の総合的な提供を引き続き行える環境を整えることができるよう、次の事項について所要の措置を講じられたい。

1 適正な給付水準の確保

認定こども園の公定価格は、既存の認定子ども園、幼稚園及び保育所が新制度へ円滑に移行できるよう、現行の収入を確保できる水準の単価を設定し、その内容を速やかに公表すること。

2 適時適切な情報の提供

新制度への円滑な移行に向けて、各園が市区町村とともに着実に準備を進めることができるよう、必要な情報を直ちに示すこと。

3 財源の確保

公定価格の地方単独費用部分の単価や地域子ども・子育て支援事業の補助単価など、地方の財政負担に関する部分について、早急にその詳細を明示するとともに、国において適切な財政措置をすること。

6 介護人材の確保対策を始めとする介護保険制度の改善について

団塊の世代が高齢期を迎え、今後急速に要介護高齢者の増加が見込まれる中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域の中で暮らし続けることができるよう、各都県においても 2025 年を見据え、「地域包括ケアシステム」の構築に向けての取組を始めたところである。

一方で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、家庭での介護が困難な要介護高齢者の急速な増加も見込まれており、地域包括ケアシステムの構築と併せて、特別養護老人ホーム等の施設も計画的に整備していく必要がある。

こうした現状にあって、それぞれの地域において要介護高齢者の在宅生活を支えるとともに、特別養護老人ホーム等の施設において介護サービスを提供していく上でも、介護人材の確保が大きな課題となっている。

以上のことを踏まえ、喫緊の課題として、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 介護人材確保対策について

介護サービスを提供する施設・事業所では、低賃金等を理由とする離職者の増加や、新たに介護職を希望する者の減少により、深刻な人材不足の状況が続いており、このような状況が続けば、必要な介護サービスの提供に支障をきたすおそれがある。

このため、介護職員の経験や技能に応じた認定制度の創設や研修制度の充実などにより、従事者の意欲・資質の向上と職場定着を図る取り組みを独自に行う地方自治体もある。

また、国においても、認定介護福祉士（仮称）制度創設に向けて、検討が行われてきたところである。

今後、介護保険制度が長期安定的に運営されるよう、次の事項

について、実効性ある総合的な対策を早急に講じられたい。

- (1) 介護職員処遇改善加算については、平成27年度の介護報酬の改定において、給与の改善やキャリア段位制度の活用などによるキャリアパスの確立など、介護職員等の処遇改善に確実に繋がることを担保される仕組みを構築した上で、基本報酬において評価すること。

なお、こうした措置が講じられない限り、介護職員処遇改善加算について、現行の課題等を検証した上で継続すること。

- (2) 現在、国において検討を進めている認定介護福祉士（仮称）制度に係る研修については、地方が実施している研修の履修科目を研修の一部として読み替えるなど、既存の研修を活用する仕組みとすること。

また、認定介護福祉士（仮称）制度等によって認められた介護従事者の専門性等を介護報酬に適切に反映すること。

- (3) 介護人材の確保と資質向上のため、国は新たな財政支援制度を創設したが、制度の実施にあたっては、都道府県等が必要とする介護人材確保のための事業が、十分かつ柔軟に実施できるよう、国において必要な予算を確保すること。

2 地域の実情に応じた特別養護老人ホームの整備について

国はユニット型個室の整備を推進してきたが、所得の低い利用者が過度な経済的負担を感じることなく入所できること、利用者相互の連帯感が生まれたり、見守りが行われるというメリットもあることなどから、依然として多床室を望む声も大きい。

しかしながら、平成24年度の介護報酬改定における特別養護老人ホームの介護報酬については、ユニット型個室と比較して既存の多床室や新設多床室の報酬を大幅に引き下げる内容となったことから、現在、多床室の整備に不都合が生じている状況である。については、地域の実情に応じた整備が行えるよう、次の事項につ

いて、特段の措置を講じられたい。

- (1) 平成27年度の介護報酬改定では、地域の実情にあった施設が整備できるよう、多床室の整備時期による報酬区分を撤廃するとともに、ユニット型であっても従来型個室・多床室であっても安定的な運営が可能となるよう、見直しをすること。

また、利用料の設定にあたっては、これまでユニット型や個室で徴収している室料を、多床室においても徴収することが、平成27年度の介護報酬改定に向け議論されているが、所得の低い利用者の負担が増加しないよう、十分に配慮すること。

- (2) 平成26年度で終了する介護基盤緊急整備等臨時特例基金は、多床室及び従来型個室をユニット型に改修する場合のみ補助対象としていた。平成27年度以降の新たな補助制度の創設にあたっては、多床室をプライバシーに配慮した多床室に改修する場合でも、補助対象とすること。

7 危険ドラッグ撲滅へ向けた対応について

「危険ドラッグ」の乱用は、それが原因とみられる死亡事例や重大な健康被害、第三者を巻き込んだ交通事故の発生など、深刻な社会問題となっている。

「危険ドラッグ」を撲滅するには、迅速かつ的確な規制・取締りを行うことが喫緊の課題である。

しかしながら、薬事法の指定薬物の指定が危険ドラッグの流通の実態に追いついていないことや、インターネットを利用した通信販売や宅配など販売方法が多様化している状況にある。

本年7月18日付で内閣府が「いわゆる「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策」（8月7日付、厚生労働省の呼称変更に伴い「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に改正）を策定し、関係機関が全力を挙げて危険ドラッグ排除に向けた対応を図るための方針が示されたところであるが、緊急対策において示された取組や方向性について、速やかに実現を図るとともに、全国統一の基準により規制・取締りを強化し、迅速かつ的確な対応を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 指定薬物の指定について、手続の迅速化を図ること。
- 2 薬事法上、警察官に対して危険ドラッグ販売店舗への立入検査等の権限を付与すること。
- 3 指定薬物の検査方法について、簡易な手法を開発し、都道府県に提供すること。
- 4 インターネットを利用した危険ドラッグ販売に関して販売サイトに対して法的強制力をもった削除要請ができるようにし、危険ドラッグの販売サイトの削除を積極的に実施すること。
- 5 危険ドラッグの原料及び製品を製造する業者の取締り等並びに危険ドラッグの国内への流入を阻止する水際対策を徹底すること。

- 6 危険ドラッグ販売店を排除するため、貸店舗の賃貸借契約書の禁止条項を活用するなど、全国的な不動産関係団体と連携した取組を推進すること。

8 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした社会づくりについて

オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本はもとより世界の人々に夢と希望を与え、平和を象徴するスポーツの祭典であり、現在、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、オールジャパン体制で準備が進められている。

人口減少や国際競争の激化に直面する我が国が、国際レベルの競争力を保ち、グローバル社会の中で中長期的な成長を確保するためには、大会開催というまたとない機会を弾みにグローバル化への対応を一段と進め、世界の成長を取り込む必要がある。

一方、かつて、東京オリンピックをまたいだ時代には、国の主導のもと、労働力や物を首都圏に集約させ、投資し、高速道路、港湾、住宅、下水道、商業ビルなどのハード整備を中心に日本全体に広がる大きな成長を生み出してきた。

半世紀を経て、今回の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の時期には、日本は少子高齢化社会の只中にあり、かつて整備されたこれらの社会資本は老朽化の一途にある。国は地方の創生を打ち出す中、社会資本全体としてどう整備していくのか考えていかねばならない。

2度目の大会を迎え、国は、高度経済成長期から今日までを振り返り、新たにこの国をどのような方向に導くのか、次世代に対して何を残していくか、その方針・ビジョンを示すべき時であり、今この機会に、以下の事案について要望を行うものである。

1 首都圏空港の機能強化

国際航空の拠点である成田・羽田空港については、75万回化する発着枠を最大限に活用するとともに、施設面の改善や人員の増加など出入国審査手続の更なる円滑化・迅速化を図ること。

また、今後も拡大が見込まれるLCCやビジネスジェットの需要に対応するために、首都圏周辺の飛行場の活用等も含め、首都圏空港機能の更なる強化に向け検討を進めること。

2 道路ネットワークの整備の加速

都心部の慢性的な交通混雑の緩和や、災害時における迂回機能を確保するために道路ネットワークの早期整備は不可欠である。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、大会開催期間中の「人」と「もの」のスムーズな流れを確保するためにも、首都圏中央連絡自動車道や東京外かく環状道路等の高速道路ネットワークの整備を加速すること。

また、我が国の玄関口である成田国際空港と東京都心間の交通円滑化に向け、これらを結ぶ首都圏中央連絡自動車道の大栄・横芝間や北千葉道路等の道路整備を加速するとともに、京葉道路等の渋滞対策についても早期に実施すること。

あわせて、これらの高速道路がネットワークとしての機能を十分に発揮できるよう、環状道路の整備に合わせて2016年に一体的で利用しやすい料金体系を導入すること。

3 鉄道網の整備促進

都心と成田・羽田両空港間の鉄道アクセスの改善に向け、国の責任において国家プロジェクトとして「都心直結線」の検討を進めること。

また、競技会場が沿線に集中するJR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線との相互直通運転の実現など、都市鉄道のネットワーク性の向上を図ること。

さらに、大会開催後の未来を見据え、長期的視点に立って成田・羽田両空港に同一空港並みの利便性を実現させるため、国策として両空港間を結ぶリニアモーターカーの検討を開始する

こと。

4 訪日外国人旅行者等の受入環境の整備

外国人旅行者に安心して快適に旅行・滞在してもらえるよう、観光地や観光施設をはじめ、鉄道や駅などの公共交通機関や公共施設、コンビニや飲食店などの商業施設、道路等における案内表示の多言語化を図るとともに無料公衆無線LAN環境の整備を促進すること。

また、多言語通訳・翻訳アプリ技術等の研究開発を強化したり、医療通訳が配置された医療機関や救急体制の充実など、外国人旅行者が移動・滞在しやすい環境の整備を図ること。

さらに、日本ならではの温かい「おもてなし」を充実させ、誰もが安心して旅行を楽しむことができるように、外国人観光案内所の増加や語学ボランティアガイド等の養成を充実させるとともに、バリアフリー化の促進を図ること。

5 日本の魅力・食文化の発信強化

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」の推進による効果的な訪日プロモーションを実施するとともに日本各地の多彩な魅力のプロモーションを強化すること。

また、和食や日本産酒類、農林水産物など日本食文化・日本食材の魅力の発信について強化を図ること。

6 治安対策、防災対策の更なる強化

世界から高い評価を受けている安全で安心な日本の治安は、まさに日本の誇りである。世界最高水準の治安を維持し、「世界一安全な日本」を実現するため、警察活動における人的・物的基盤を強化するとともに、テロ対策やサイバー攻撃対策を強化すること。

また、街頭防犯カメラの設置を促進するなど犯罪の起こりにくい環境づくりを進め、一層の治安の確保を図ること。

さらに、国内外からの多数の来訪者の安全確保のため、地震・津波等の災害時における対応の強化を図ること。

7 感染症対策の強化

海外との交流が進むほど、世界各国から日本に国内発生のない感染症が持ち込まれる危険性が高まることから、検疫による水際対策の強化を図ること。

9 ガソリンベーパー対策の推進について

健康影響のおそれがあるとされ、中国での深刻な大気汚染発生の報道等を契機に国民の関心が高まっているPM_{2.5}（微小粒子状物質）の主要な原因物質は、NO_x（窒素酸化物）、SO_x（硫黄酸化物）、VOC（揮発性有機化合物）、PM（粒子状物質）の4つである。また、健康被害が届出されている光化学オキシダントの原因物質はNO_x、VOCであり共通している。

このうち、NO_x、SO_x、PMについては、自動車排ガス規制等により、大幅な低減が図られているが、平成24年度の全国環境基準達成率はPM_{2.5}が40.5%、光化学オキシダントが0.3%と極めて低く厳しい状況である。

このような状況の中、既存の対策だけでは、更なる改善が見込めないことから、新たな対策として、VOCの一種であるガソリンベーパー（ガソリンが蒸発して気化した蒸気）の発生抑制が必要である。

ガソリンベーパーは、自動車の給油時のほか、走行時や駐車時にも大気に放出されており、我が国では平成14年に国の中央環境審議会がこの問題について「早期に結論を出すことが適当」とされたが、現在、法律による規制は行われていない。

一方、欧米では、このガソリンベーパーの大気への放出について既に規制による抑制がされている。この放出抑制対策の中でも、給油時、走行時、駐車時のあらゆる場面でガソリンベーパーを回収し、車の燃料として再利用できる大型回収装置を装着した車（ORVR車※）の導入が効果的である。実際、米国では規制により、大型回収装置の装着が義務付けられているため、ORVR車しか走行できない。

また、米国向けの輸出車は国内でも生産されているが、これらはORVR車であり、技術的には直ちに対応可能である。

については、国内でも早期に義務付け（ORVR車の早期義務付け）
をするため、道路運送車両法に基づく保安基準など法令の改正を
実施されたい。

※ORVR：Onboard Refueling Vapor Recovery（車搭載型燃料供給時蒸気回収装置）

10 農業用ハウスの再建支援について

本年2月の歴史的な大雪により、果樹や野菜の農業用ハウス等が倒壊し、多くの農家が甚大な被害に見舞われた。復旧、復興については、国において様々な支援対策が講じられており、被災農家はできる限り本年度内の復旧を目指している。

しかしながら、未だに農業用ハウス等の再建に必要な施工業者の確保が難しい状況が続いており、本年度内に再建が完了しない農家が出てきてしまうことが想定され、被災地からは支援施策の複数年にわたる運用の要望が強く提示されている。

については、こうした実情を踏まえ、農業用ハウスの再建支援に係る「被災農業者向け経営体育成支援事業」について、施工業者の確保が困難で、本年度内にハウス再建が叶わない被災農家に対して支援できるよう複数年にわたって事業継続するとともに、必要十分な予算額を確保する措置を講じられたい。

11 地震対策の推進について

平成25年12月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」及び「首都直下地震対策特別措置法」が施行され、地震防災対策の推進がより具体性を増してきている。

南海トラフ地震や首都直下地震等のプレート境界型地震は、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすことが予想される。

このため生命を確実に守り、被害を最小限にとどめるための地震対策を推進していくことが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 南海トラフ地震及び首都直下地震等における国の広域的活動の具体計画の策定

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模な地震災害時における迅速な災害応急対策を行うため、国の救助・応急部隊の派遣規模、緊急輸送ルート、防災拠点等を具体的に定める計画について早期に策定すること。

その際には、国と地方が連携した災害応急対策を実施するための国の現地対策本部や、全国的な応急活動体制の構築のための応援部隊の集結・進出、広域医療搬送、広域物資輸送等の機能を有する大規模な広域防災拠点等について、代替機能の確保にも配慮した適切な配置箇所を明確にすること。

2 地震・津波対策にかかる財政支援

- (1) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法で定められている推進計画の中に位置づけられることとなる津波防護施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を地方自治体が重点的に進めるための財政支援等の措置を講じること。

- (2) 首都直下地震対策特別措置法で定められている地方緊急対策実施計画、首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画などの中に位置づけられた、地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を実施すること。
- (3) 平成27年3月31日に期限が切れる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」を延長すること。

3 日米間の防災協力体制の整備

東日本大震災の救出・救助活動等においては、米軍からの支援を受け、大きな成果が上がったところである。今後、大規模災害発生時には米軍と綿密な連携を取ることができるよう、日米間で防災協定を結ぶなどの協力体制を整備すること。

4 災害に強い地域づくりの推進

沿岸部における津波避難路の整備や災害時の緊急物資輸送機能の確保のための耐震強化岸壁の整備等と併せて、沿岸部からの企業や住居等の移転の受け皿となる内陸部の地域づくりを行い、これらを繋ぐ地域間の連携軸を形成して、災害に強い地域づくりを実現し、安全・安心で魅力ある地域づくりを推進する。そのための規制の緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

5 広域応援体制の確立

東日本大震災における広域応援では、国の各省庁、全国知事会、全国市長会・全国町村会が所管ごとに個別の応援を決定・指示したため、効率的・効果的な応援の支障となった。

南海トラフ地震や首都直下地震等のプレート境界型地震などの

大規模災害では、国が広域応援における主導的な役割を果たす必要があることから、広域応援の実施に対応する専属組織を内閣府などにおいて平時から設置し、地方自治体による応援を含む全ての被災地への応援の調整・指示を一元的に行うこと。

また、地方自治体による支援では、都道府県がその管内の市町村等と連携して同一の被災地に対して集中的な応援を行い成果を上げたことから、その体制整備の支援を行うとともに、地方が応援に要した経費の全額を国が負担する制度を創設すること。

6 建築物等の耐震化の促進等

- (1) 住宅の耐震化は、住宅の倒壊から住民の命を守るだけでなく、負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会的負担を軽減する効果があることから、これを早急に進める必要がある。

しかし、現行の補助制度については、住宅の耐震補強に対する補助金の額が、補助対象限度額である耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に23%を乗じて得た額）の2分の1以内の額となっているなど、地方で実施している補助制度に適應できないことや、事務処理が煩雑となり小規模な市町村では対応できないため、これを廃止し、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額とすること。

- (2) 高齢者世帯における住宅の耐震化を推進するため、高齢の親と別居する子どもが親の住宅の耐震補強を行う場合には、その費用を子どもの所得税から控除する制度を創設すること。
- (3) 災害時に避難所等となる学校施設、病院、社会福祉施設等及び緊急交通路となる高速道路の耐震対策の強化並びに緊急物資等の受入れに資する海上輸送路の確保のための耐震強化

岸壁の整備を行うこと。

- (4) 高齢者等が利用する社会福祉施設等の高台移転や高層化等の津波対策に係る財政支援等の措置を講じること。

7 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規規制基準については、引き続き徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、当該事故から新たに得られた知見はもとより、絶えず最新の知見を収集し、その都度、適切に規制基準に反映させること。

また、新規規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策について厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 今後、高経年化等により見込まれる原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

- (3) 原子力防災対策については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）の導入等、原子力災害対策指針で今後検討を行うべき課題とされたものについて早期に検討を進めるとともに、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（S P E E D I）の活用方法、安定ヨウ素剤の事前の配布や備蓄・補充等の手法等については、

関係地方公共団体の意見を取り入れ、実効性のある体制の整備に引き続き努めること。

また、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」及び「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）」の設定に伴い、環境放射線モニタリング体制や原子力防災の資機材の整備のほか、それらの維持管理に係る費用の増大が見込まれることから、引き続き放射線監視等交付金や原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の増額や、地域の実情を踏まえた自主的な取組を尊重するなど、特段の財政措置を講じること。

なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。

- (4) オフサイトセンターの移転等の整備に伴い発生する経費については、確実に財政措置を講じること。

なお、移転により使用しなくなる既存のオフサイトセンターについては、国において立地道府県に負担のない合理的な整理方法の検討を行うこと。

- (5) 県境を越える広域避難を円滑に実施するため、避難手段、スクリーニング要員、資機材及び要援護者を含む避難先の確保などに係る国としての基本的な考え方と有事における支援の具体的な内容を早急に示すとともに、避難先や避難手段の確保に係る地方自治体間の調整について、国が主体的な役割を果たすこと。

- (6) 上記(1)～(5)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大

限の努力をすること。

8 大規模災害に対応した生活再建の支援制度の創設

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害においては、特別立法等による対応を行うこと。

12 地方創生の推進について

人口減少・超高齢化という我が国が直面する課題は、地方においてより緊急かつ深刻であり、特に中山間地域等においては地域の存続すら危ぶまれている状況にある。

個性あふれる地方の創生により、経済の好循環の波を全国に広げ、各地域で若者が元気に働き、子どもを産み育て、次世代へと豊かな暮らしをつないでいくことが極めて重要である。

こうした中、政府においては新たに「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少克服・地方創生の観点から、各省庁の縦割りを排除した、これまでの延長線上にない新たな支援に取り組むとしているところであるが、今後、東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、地方がそれぞれの特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生できるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 「コンパクトとネットワーク」を進める施策の充実と条件不利地域への支援

定住自立圏構想や地方中枢拠点都市制度、「小さな拠点」など、地方においてコンパクトとネットワークを進める施策を充実するとともに、特に拠点都市等から離れた中山間地域など、こうした制度になじまない条件不利地域に対する支援を充実すること。

また、広域的なネットワークの構築や高速交通網へのアクセス強化など、ネットワークを可能とする施策を充実すること。

2 地方創生に向けた包括的な交付金制度の創設等

地方創生に向け、地域の実情に応じた創意工夫によりきめ細かな施策を可能とするため、地方税財源の充実を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となる、自由度の高い包括的な交付金制度を新たに創設すること。

また、地域において魅力ある拠点づくりのため、真に必要で、高い効果が見込まれる事業に対しては、交付金制度の創設に加えて、特別な地方債の発行とその元利償還金に対する交付税措置を行う新たな制度を創設すること。

3 地域の活力を高めるための施策の充実

研究フィールドがある地方への政府関係研究機関等の設置を進めるとともに、地方大学など高等教育機関の魅力向上に向けた取組を進めること。

また、各地域における企業立地を促進するための新たな制度を創設するとともに、地域産業にイノベーションを起こすことのできる人材の育成・誘致や、集落地域において日常生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の整備に対する支援、地方におけるICT環境の整備など、地域がそれぞれの特性を生かして活力を高めることのできる施策を充実すること。

4 地方における人口定着を促進する施策の充実

移住等のための住宅取得における税制措置や、二地域居住促進のための遠距離通勤に係る経費に対する優遇制度の拡充など、地方における人口定着を促進するための施策を充実すること。

また、交流人口の拡大が人口定着と同等の効果があることから、外国人旅行客の受入体制の整備や観光地の魅力創造に向けた取組への支援など、地域の特性を活かした「攻めの観光」を行うための環境を整備すること。

5 総合的な少子化対策の拡充

地域の実情に応じた、「地域目線」による少子化対策が継続的かつ柔軟に実施できるよう、地域少子化対策強化交付金の継続・拡充など、自由度の高い安定した恒久財源を確保すること。

また、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度において、地域の実情に応じた子育て支援事業の実施に必要な財源を国において恒久的・安定的に確保すること。

さらに、子育て世帯の負担を軽減するとともに、未来を担う子どもたちが安心して医療を受けられるよう子ども医療費助成制度を創設すること。

加えて、多子世帯の中でも、特に3人以上の子どもを持つ世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の軽減措置、税や社会保障の優遇策等、新たな支援策を導入すること。

13 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直し等について

再生可能エネルギーの導入拡大は、原子力発電への依存度の低減、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止、地域経済の活性化や雇用の創出、災害発生時の非常用電源の確保などの観点から極めて重要である。

今般、太陽光を中心とする再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続申込みが急速に増加したことにより、一部の電力会社においては、電力の安定的な供給に支障が生じるおそれがあるとして、接続申込みに対する回答を保留するという事態が生じており、また、東京電力管内においても一部の地域では「連系制約エリア」が設定されている。

こうした事態が長引くと、高まりを見せていた再生可能エネルギー普及拡大の機運が、一気に勢いを失うことになりかねない。

また、再生可能エネルギー発電設備の設置を進めている地域の事業者においては、今後の事業計画が見通せないことから混乱が生じているだけでなく、企業経営の不安が広がっており、ひいては地域経済再生の足かせになることも危惧される。

さらに、現在、総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会において、固定価格買取制度の在り方が検討されているが、その議論の行方によっては、導入拡大に向けた自治体の施策の推進にも影響が生じることが考えられる。

よって政府は、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギー基本計画で示した水準(約2割)を大きく上回る導入目標値を設定し、必要な対策を計画的に実施すること。

- 2 固定価格買取制度における再生可能エネルギー賦課金の検討に際しては、国民負担の増加という側面だけでなく、地球温暖化防止、地域経済の活性化や雇用の創出、災害発生時の非常用電源の確保など、社会的な便益も総合的に勘案し、国民全体の理解のもとに検討すること。
- 3 固定価格買取制度における買取価格は、1で設定した導入目標値を中長期的に達成するために必要な価格設定を検討すること。
また、買取価格の設定時期や適用時期については、発電設備の市場価格の動向を迅速に反映させる観点から見直しを検討すること。
あわせて、設置費用を詳細に調査し、設置形態や設備の規模に応じた区分を細かく設定すること。
- 4 電力系統への接続可能量の検証に当たっては、再生可能エネルギーを最大限導入することを前提とした条件を設定すること。
- 5 系統連系制約が生じている現況に鑑み、電力会社への再生可能エネルギー発電設備の接続申込みの状況、電力系統別の接続可能量及び発電実績を早急に公表すること。
また、事業者の事業計画策定における必要性等に鑑み、設備認定や接続申込みの状況及び発電実績を定期的に公表する制度を整備すること。
- 6 中小水力発電、バイオマス発電及び地熱発電は、発電出力が比較的安定していることから、系統運用上の制約も少なく、かつ、地域活性化に資するものであることを踏まえ、系統連系制約を早期に解除するとともに、導入までに必要な手続きの短縮など、早急に普及促進のための対策を検討すること。

7 運転開始前の太陽光発電設備に対する設備認定の報告徴収においては、土地利用に関する規制や地方公共団体との協議状況など詳細な報告を求め、要件の充足が確認できない場合は、厳正かつ迅速に認定を取り消すこと。

また、電力会社に対して、認定を取り消した発電設備の系統連系接続契約を解除するよう指導することにより、系統連系制約の早期解除を図ること。

8 新たな接続可能量増強対策の検討に当たっては、送電線増強工事の入札など、試行的に実施している対策の結果をしっかりと検証し、公開すること。

9 電力系統への再生可能エネルギー発電設備の接続可能量を拡大するため、地域内や周波数変換設備などの地域間の電力系統の増強、既存の揚水発電の活用、大容量の蓄電池の導入と技術開発の推進、水素の蓄電機能の活用に向けた実証事業の実施など効果的な対策を早期に検討すること。また、その費用負担については、発電事業者に負わせるだけでなく、社会インフラを整備するという視点で、国の支援も含めて負担のあり方を検討すること。